

国立大学法人富山大学学則（案）

平成17年10月 1 日制定	平成18年 4 月 1 日改正	平成18年12月26日改正
平成19年 2 月20日改正	平成19年 4 月 1 日改正	平成19年12月26日改正
平成20年 4 月 1 日改正	平成20年 7 月22日改正	平成21年 4 月 1 日改正
平成21年 4 月 7 日改正	平成21年12月 1 日改正	平成22年 4 月 1 日改正
平成23年 4 月 1 日改正	平成23年 6 月21日改正	平成24年 6 月26日改正
平成24年 8 月 1 日改正	平成25年 9 月24日改正	平成26年 3 月 4 日改正
平成27年 3 月25日改正	平成28年 3 月17日改正	平成28年 4 月21日改正
平成28年 6 月16日改正	平成28年12月 1 日改正	平成30年 3 月27日改正
平成31年 1 月29日改正	平成31年 3 月27日改正	令和元年 6 月25日改正
令和 2 年 3 月25日改正	令和 3 年 2 月24日改正	令和 3 年 4 月20日改正
令和 4 年 月 日改正		

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 教育研究組織等（第5条～第18条）

第3章 職員組織等（第19条～第37条）

第4章 運営組織（第38条～第47条）

第5章 教学及び学生（第48条～第88条）

第1節 学年，学期及び休業日（第48条～第50条）

第2節 修業年限及び在学期間（第51条，第52条）

第3節 入学（第53条～第59条）

第4節 教育課程及び履修方法等（第60条～第69条）

第5節 休学，復学，転学，留学，退学及び除籍（第70条～第77条）

第6節 卒業及び学位の授与（第78条，第79条）

第7節 教員免許状（第80条）

第8節 賞罰（第81条，第82条）

第9節 寄宿舍（第83条）

第10節 研究生，科目等履修生，特別聴講学生及び外国人留学生（第84条～第88条）

第6章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第89条～第95条）

第7章 関連教育病院（第96条）

第8章 公開講座（第97条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この学則は，国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づき設置される国立大学法人富山大学（以下「本法人」という。）及び本法人によって設置される富山大学（以下「本学」という。）の組織，運営，教学等について，必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を富山県富山市五福3190番地に置く。

(目的)

第3条 本学は、地域と世界に向かって開かれた大学として、生命科学、自然科学と人文社会科学を総合した特色ある国際水準の教育及び研究を行い、人間尊重の精神を基本に高い使命感と創造力のある人材を育成し、地域と国際社会に貢献するとともに、科学、芸術文化、人間社会と自然環境との調和的発展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的)

第3条の2 人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、学部又は学科及び課程(以下「学科等」という。)において別に定める。

(自己評価等)

第4条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育研究組織等

(学部及び学科)

第5条 本学に、本学に、次の学部及び学科等(以下「学部等」という。)を置く。

人文学部 人文学科

教育学部 共同教員養成課程

経済学部 経済学科、経営学科、経営法学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物学科、自然環境科学科

医学部 医学科、看護学科

薬学部 薬学科、創薬科学科

工学部 工学科

芸術文化学部 芸術文化学科

都市デザイン学部 地球システム科学科、都市・交通デザイン学科、材料デザイン工学科

2 前項に規定する教育学部共同教員養成課程は、第60条の2第1項の規定に基づき金沢大学と共同で教育課程を編成する。

3 学部等に関する事項は、別に定める。

(収容定員)

第6条 学部等の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(学部等の教員組織)

第7条 学部は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

2 学部等の教員組織に関する事項は、別に定める。

(授業科目の担当)

第7条の2 主要授業科目は、原則として専任の教授又は准教授が、主要授業科目以外の授業科

目は専任の教授，准教授，講師又は助教が担当するものとする。

(教養教育院)

第7条の3 本学に，教養教育院を置く。

2 教養教育院に関する事項は，別に定める。

(大学院)

第8条 本学に，大学院を置く。

2 大学院に関する事項は，別に定める。

(附置研究所)

第9条 本学に，附置研究所として，和漢医薬学総合研究所を置く。

2 和漢医薬学総合研究所に関する事項は，別に定める。

(附属病院)

第10条 本学に，附属病院を置く。

2 附属病院に関する事項は，別に定める。

(附属図書館)

第11条 本学に，附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する事項は，別に定める。

(機構)

第11条の2 本学に，次の機構を置く。

教育・学生支援機構

研究推進機構

地域連携推進機構

国際機構

2 機構に関し必要な事項は，別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第12条 本学に，学内共同教育研究施設として，次の施設を置く。

総合情報基盤センター

環境安全推進センター

自然観察実習センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は，別に定める。

(学外との連携による教育研究施設)

第12条の2 本学に，学外との連携による教育研究施設を置く。

施設名	連携先機関
先進軽金属材料国際研究機構	熊本大学

2 学外との連携による教育研究施設に関し必要な事項は，別に定める。

(保健管理センター)

第13条 本学に，保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関し必要な事項は，別に定める。

(附属学校)

第14条 本学に、次の附属学校を置く。

教育学部附属幼稚園

教育学部附属小学校

教育学部附属中学校

教育学部附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第15条 学部、に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部附属教育学研究実践総合センター

薬学部附属薬用植物園

2 学部附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附置研究所附属教育研究施設)

第16条 和漢医薬学総合研究所に、附属教育研究施設として、和漢医薬教育研修センター及び民族薬物資料館を置く。

2 附置研究所附属教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究部)

第17条 本法人に、学術研究部を置き、次の学系を置く。

人文科学系

教育学系

社会科学系

理学系

都市デザイン学系

工学系

医学系

薬学・和漢系

芸術文化学系

教養教育学系

教育研究推進系

2 学術研究部に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第18条 本法人に、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第3章 職員組織等

(役員)

第19条 本法人に、役員として、学長、理事7人以内及び監事2人を置く。

第20条 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、本法人の業務を監査する。

4 役員に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第21条 本法人に、教育職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員に関し必要な事項は、別に定める。

(学術研究部長)

第22条 学術研究部に、学術研究部長を置く。

2 学術研究部長は、学長をもって充てる。

(学系長)

第23条 学系に、学系長を置く。

2 学系長は、学術研究部長の命を受け、当該学系の運営に関する業務をつかさどる。

3 学系長は、学系の教授をもって充てる。

4 学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学系長)

第24条 学系に、副学系長を置くことができる。

2 副学系長は、学系長の命を受け、学系長の職務を補佐し、学系長に事故があるときはその職務を代理する。

3 副学系長は、学系の教授をもって充てる。

4 副学系長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第25条 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長は、理事又は職員をもって充てる。

4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特別補佐)

第26条 本学に、学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長の命を受け、特定の業務を総括整理する。

3 学長特別補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第27条 本学に、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、学長の命を受け、その業務を掌理する。

3 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特命補佐)

第27条の2 本学に、学長特命補佐を置くことができる。

2 学長特命補佐は、学長の命を受け、専門的知見に基づき、特定の事項について学長を補佐する。

3 学長特命補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(理事補佐)

第27条の3 本学に理事補佐を置くことができる。

2 理事補佐は、理事の職務を補佐する。

3 理事補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第28条 学部に、学部長を置く。

2 学部長は、学長の命を受け、当該学部の運営に関する校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に配置する教授をもって充てる。

4 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長)

第29条 学部に、副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、学部長の命を受け、学部長の職務を補佐し、学部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 副学部長は、学部に配置する教授をもって充てる。

4 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第30条 学科に、学科長を置くことができる。

2 学科長は、学部長の命を受け、当該学科の運営に関し、総括し、調整する。

3 学科長は、学科に配置する教授をもって充てる。

4 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(教養教育院長)

第30条の2 教養教育院に、院長を置く。

2 教養教育院長は、学長の命を受け、教養教育院の運営に関する校務をつかさどる。

(和漢医薬学総合研究所長)

第31条 和漢医薬学総合研究所に、所長を置く。

2 和漢医薬学総合研究所長は、学長の命を受け、和漢医薬学総合研究所の運営に関する校務をつかさどる。

(附属病院長)

第32条 附属病院に、病院長を置く。

2 附属病院長は、学長の命を受け、附属病院の運営に関する校務をつかさどる。

(附属図書館長)

第33条 附属図書館に、館長を置く。

2 附属図書館長は、学長の命を受け、附属図書館の運営に関する校務をつかさどる。

(機構長)

第33条の2 機構に、機構長を置く。

2 機構長は、学長の命を受け、機構の運営に関する校務をつかさどる。

(学内共同教育研究施設等の長)

第34条 学内共同教育研究施設及び保健管理センター（次項において「施設等」という。）に、
長を置く。

2 施設等の長は、学長の命を受け、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

（学外との連携による教育研究施設の長）

第34条の2 学外との連携による教育研究施設に、長を置く。

2 学外との連携による教育研究施設の長は、所属する学長の命を受け、その所掌する施設に関する事項を掌理する。

（附属学校の長）

第35条 附属学校に、校長（幼稚園にあつては園長）を置く。

2 附属学校の校長及び園長は、教育学部長の命を受け、その学校又は園に関する事項を掌理する。

（学部附属の教育研究施設の長）

第36条 学部附属の教育研究施設に、長を置く。

2 前項の教育研究施設の長は、当該学部長の命を受け、その施設に関する事項を掌理する。

（附置研究所附属の教育研究施設の長）

第37条 附置研究所附属の教育研究施設に、長を置く。

2 前項の教育研究施設の長は、当該研究所長の命を受け、その施設に関する事項を掌理する。

第4章 運営組織

（役員会）

第38条 本法人に、本法人の重要事項を審議するための機関として、役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

（経営協議会）

第39条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議するための機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究評議会）

第40条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するための機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

（学長選考会議）

第41条 本法人に、学長の選考等を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

（学術研究部会議）

第42条 学術研究部に、所属する教育職員に関する事項等を審議するため、学術研究部会議を置く。

2 学術研究部会議に関し必要な事項は、別に定める。

（学系会議）

第43条 学系に、所属する教育職員に関する事項等を審議するため、学系会議を置く。

2 学系会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第44条 学部、教養教育院及び附置研究所に、教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第45条 本法人に、必要に応じ各種委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(会計規則)

第46条 本法人の資産、予算、決算その他会計に関する事項は、別に定める。

(その他)

第47条 その他本学の運営組織に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 教学及び学生

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第48条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第49条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する各学期は、前半及び後半に分けることができる。この場合において、前学期の前半を第1ターム、後半を第2ターム、後学期の前半を第3ターム、後半を第4タームとする。

(休業日)

第50条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日については、学長が別に定める。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第51条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次に編入学した者の修業年限は5年、その他の学部学科の第3年次に編入学した者の修業年限は2年とする。

3 前2項の規定にかかわらず、大学入学資格を有した後に本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したものと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して、学部が認める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第52条 本学の在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

2 医学部医学科及び薬学部薬学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年（医学部医学科の第2年次編入学者の第2年次は、2年）を超えて在学することができない。ただし、特別の理由がある場合は、通算して在学期間12年（医学部医学科の第2年次編入学者は、10年）を限度とし、各期間の延長を認めることができる。

3 薬学部創薬科学科の在学期間は、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次のそれぞれについて、通算して4年を超えて在学することができない。ただし、特別の理由がある場合は、通算して在学期間8年を限度とし、各期間の延長を認めることができる。

第3節 入学

(入学の時期)

第53条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学、編入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第54条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学が認めたもの

(9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第55条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第56条 本学への入学を志願する者に対しては、選考を行うものとし、選考の方法は別に定める。

2 前項の選考による合格者の決定は、当該教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第57条 入学者の選考に合格し本学に入学することを希望する者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者（第90条による入学料の免除又は徴収猶予の申請が受理された者を含む。）に入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第58条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、学部の定めるところにより、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 本学を退学又は第77条第5号により除籍した者で、当該学部学科に再入学を志願するもの

(2) 大学を卒業又は退学した者で、本学に編入学を志願するもの

(3) 他の大学に在学する者で、本学に転入学を志願するもの

(4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、本学に編入学を志願するもの

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

(6) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で、本学に編入学を志願するもの

(7) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者で、本学に編入学を志願するもの

(8) 第54条の規定による入学資格を有し、かつ、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者で、本学に編入学を志願するもの

(9) 第54条の規定による入学資格を有し、かつ、我が国において、外国の大学又は短期大学

の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者で、本学に転入学を志願するもの

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

3 前2項の規定により再入学、編入学及び転入学を許可された者の既修得単位の取扱い及び在学期間の通算等の取扱いについては、学部において別に定める。

（再入学等の志願手続、選考及び入学手続等）

第59条 再入学、編入学及び転入学の志願手続、選考及び入学手続等は、第55条から第57条までの規定を準用する。

第4節 教育課程及び履修方法等

（教育課程及び履修方法）

第60条 本学は、学部等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 学部等及び教養教育院における授業科目の内容、単位数及び履修方法は、別に定める。

（共同教育課程の編成）

第60条の2 本学は、学部等の教育上の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなして、他の大学と共同でそれぞれの大学ごとに同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学（以下「構成大学」という。）は、それぞれ共同教育に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 共同教育課程を編成及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。

（履修科目の登録の上限）

第60条の3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間、1学期又は1タームに履修科目として登録することができる単位数の上限は、学部において別に定める。

2 学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間、1学期又は1タームに、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認める

ことができる。

(授業の方法等)

第61条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 学部等及び教養教育院において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 学部等及び教養教育院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 卒業に必要な所定の単位数のうち、第2項及び第3項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

5 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第61条の2 学部等及び教養教育院は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学部等及び教養教育院は、学修の成果に係る評価並びに卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容改善のための組織的な研修等)

第61条の3 学部等及び教養教育院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第62条 学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを申し出たときは、当該学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

(他の学部の授業科目の履修等)

第63条 学部において、教育上有益と認めるときは、他の学部との協議に基づき、学生が当該学部において履修した授業科目について修得した単位を、教育課程修了に要する修得単位として認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第64条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(休学中に修得した単位を含む。)を、60単位(授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目については、60単位に相当する授業時間数をいう。以下同じ。)を超えない範囲で、学部の定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（休学中に修得した単位を含む。）及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位を、学部の定めるところにより本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、修得したものとみなすことができる単位数は前項の規定により修得したものとみなす単位数と合せて60単位を超えないものとする。

（大学以外の教育施設等における学修）

第65条 本学が教育上有益と認めるときは、学生の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第66条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第64条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（単位計算方法）

第67条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- （1）講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

- （2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、前項に規定する基準を考慮し、その組み合わせに応じ学部及び教養教育院が定めるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第68条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績)

第69条 授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、学部及び教養教育院が必要と認める場合は、認、合格及び不合格の評語を用いることができる。

2 前項に掲げるもののほか、成績に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第70条 疾病その他の理由により引き続き2か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。

3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第71条 引き続いて休学できる期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えてはならないものとする。

3 休学期間は、第51条に規定する修業年限及び第52条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第72条 休学している者が、復学する場合は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。

(他の大学への転学等)

第73条 他の大学への入学又は転入学をしようとする者は、あらかじめ学部長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第74条 学長は、他の学部又は同一学部の他学科に転ずることを願い出た者があるときは、当該教授会の意見を聴いて、許可することができる。

(留学)

第75条 外国の大学（短期大学を含む。）に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて、これを許可する。

3 第1項の規定により許可を受けて留学した期間は、当該教授会の意見を聴いて、第52条に規定する修業年限に算入することができる。

(退学)

第76条 本学を退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合、学長は、当該教授会の意見を聴いて許可する。
- 3 学長は、学業不振で成業の見込みがないと認められたときには、当該教授会の意見を聴いて、退学を命ずることができる。

(除籍)

第77条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、当該教授会の意見を聴いて、除籍することができる。

- (1) 第52条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第71条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料免除の不許可又は一部許可の告知を受けた者のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 入学料徴収猶予の許可又は不許可の告知を受けた者のうち、所定の期間内に納付すべき入学料を納付しない者
- (5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (6) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業及び学位の授与

(卒業の認定)

第78条 本学に修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者は、当該教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

- 2 卒業を認定する時期は、原則として学年末とする。

(学位の授与)

第79条 卒業した者に、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位については、別に定める。

第7節 教員免許状

(教員免許状)

第80条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部・学科等において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第8節 賞罰

(表彰)

第81条 学長は、表彰に値する行為があったと認められる学生については、表彰することができる。

(懲戒)

第82条 学長は、本学が定める規則等に違反し又は学生としての本分に反する行為があったと認め

られる学生については、当該教授会の意見を聴いた上で、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項による退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間が30日を超えるときは、その期間は第52条に規定する在学期間に算入し、第51条に規定する修業年限には算入しない。

第9節 寄宿舍

(寄宿舍)

第83条 本学に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第84条 特定の研究事項について本学での研究を志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、当該教授会で選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第85条 本学が開設する授業科目の一又は複数について履修を志願する者があるときは、教育に支障がない限り、当該教授会で選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第86条 他の大学等に在学している者が本学での授業科目の履修を希望する場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として本学に受け入れることができる。

(外国人留学生)

第87条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に留学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生は、定員外とすることができる。

(その他)

第88条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第89条 本学の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(検定料の免除)

第89条の2 特別な事情等により検定料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、検定料を免除することができる。

2 検定料の免除に必要な事項は、別に定める。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第90条 特別な事情等により入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、入学料を免除し又は入学料の徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第91条 授業料は、年度を前学期、後学期の2学期に分け、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、指定する期日までに納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生から申出があったときは、前学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後学期に係る授業料を併せて徴収することができる。

3 入学年度の前学期又は前学期及び後学期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可された者から申出があったときには、入学の手続を行うときに徴収することができる。

4 長期履修、休学、復学及び退学等が認められた場合の授業料の納付については、別に定める。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第92条 学業成績が優秀で、かつ、特別な事情等により授業料の納付が著しく困難であると認められる者については、本人の申請により、授業料の全額若しくはその一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全額又はその一部を免除することができる。

3 授業料の免除及び徴収猶予等に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不徴収)

第93条 特別聴講学生等の検定料、入学料及び授業料は、他大学との協定に基づき、不徴収とすることができる。

(寄宿料の免除)

第94条 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第95条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合にあっては、納付した者の申出により授業料等相当額を返還するものとする。

3 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第7章 関連教育病院

(関連教育病院)

第96条 本学の医学部における臨床教育の充実を図るための関連教育病院を必要に応じて定め、当該病院において、専門科目に必要な臨床実習の一部を学生に行わせるものとする。

- 2 関連教育病院に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第97条 本学の教育・研究を広く社会に開放し、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学が主催する公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この学則は、平成17年10月1日から施行する。
- 本法人は、国立大学法人法の一部を改正する法律（平成17年度法律第49号）（以下「改正法」という。）附則第10条第1項の規定に基づき、本法人成立の際現に改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人高岡短期大学が設置する高岡短期大学に在学する学生が当該短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため短期大学として、高岡短期大学部を設置する。
- 高岡短期大学部は、前項に規定する学生が在学しなくなる日において廃止するものとする。
- 高岡短期大学部に必要な事項は、国立大学法人富山大学高岡短期大学部学則（平成17年10月1日制定）の定めるところによる。
- 改正法附則第11条の規定に基づき、本法人成立の際現に改正前の国立大学法人法別表第一に規定する国立大学法人富山大学及び国立大学法人富山医科薬科大学がそれぞれ設置する大学（以下「旧富山大学及び旧富山医科薬科大学」という。）に在学する者は、当該大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を本学において行うものとし、旧富山大学及び旧富山医科薬科大学の学則等を適用する。
- 旧富山大学学則（平成16年4月1日制定）第6条第1項に規定する教育学部は、この学則第5条第1項の規定にかかわらず、平成17年9月30日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 人文学部、人間発達科学部、薬学部及び芸術文化学部の収容定員は、改正後の第6条 別表第1の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人文学部	人文学科	185	370	565	760	760
	計	185	370	565	760	760
人間発達科学部	発達教育学科	80	160	240	320	320
	人間環境システム学科	90	180	270	360	360

	計	170	340	510	680	680
薬学部	薬学科	55	110	165	220	275
	創薬科学科	50	100	150	200	200
	計	105	210	315	420	475
芸術文化学部	芸術文化学科	115	230	345	460	460
	計	115	230	345	460	460

附 則

この学則は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年2月20日から施行する。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 医学部医学科の収容定員は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、平成19年度及び平成20年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員			
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学部	医学科	560	560	560	560

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 工学部の収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

	学 科	収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
工 学 部	知能情報工学科	306	300	294
	機械知能システム工学科	354	356	358
	生命工学科	52	104	156
	環境応用化学科	52	104	156
	材料機能工学科	51	102	153

附 則

この学則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 29 年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
平成 21 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	5 7 0
平成 22 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	5 8 0
平成 23 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	5 9 5
平成 24 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 0 5
平成 25 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 1 5
平成 26 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5
平成 27 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5
平成 28 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5
平成 29 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 2 5

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 31 年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
平成 22 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	5 8 5
平成 23 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 0 5
平成 24 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 2 0
平成 25 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 3 5
平成 26 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 0
平成 27 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 28 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 29 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 30 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 5 0
平成 31 年度	医学部・医学科	1 0 0	5	—	6 4 5

- 3 医学部看護学科の収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 22 年度

から平成 24 年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部	看護学科	2 8 0	3 0 0	3 2 0

- 4 人文学部、理学部及び工学部の収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 22 年度は、次のとおりとする。

学 部	収容定員
	平成 22 年度
人文学部	7 5 7
理学部	9 3 4
工学部	1, 6 7 0

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正後の第 55 条の 2、第 64 条及び第 75 条の規定は、平成 28 年度に第 1 年次に入学した者から適用し、平成 27 年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 21 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。ただし、改正後の第 53 条第 2 項第 2 号の規定については、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 理学部地球科学科並びに工学部電気電子システム工学科，工学部知能情報工学科，工学部機械知能システム工学科，工学部生命工学科，工学部環境応用化学科及び工学部材料機能工学科は、改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に在学する者並びに平成 29 年度以前入学者と同一の年次に転入学，編入学及び再入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 人文学部，経済学部，理学部，芸術文化学部及び都市デザイン学部の収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度までは、次のとおりとする。

学 部	収 容 定 員		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人文学部	7 3 9	7 2 4	7 0 9
経済学部	1, 5 7 0	1, 5 0 0	1, 4 3 0
理学部	8 8 8	8 4 8	8 0 8
芸術文化学部	4 5 5	4 5 0	4 4 5
都市デザイン学部	1 4 0	2 8 0	4 2 3

- 4 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
平成 30 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 31 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
平成 32 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 4 5
平成 33 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 3 5
平成 34 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 2 5
平成 35 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 1 5
平成 36 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 0 5

- 5 工学部の第 3 年次編入学定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 32 年度までは、次のとおりとする。

年度	学部	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
----	----	------	-----------------	-----------------	------

平成 30 年度	工学部	3 6 5	—	2 0	1, 6 2 0
平成 31 年度	工学部	3 6 5	—	2 0	1, 5 8 0
平成 32 年度	工学部	3 6 5	—	1 7	1, 5 3 7

- 6 改正後の第 47 条第 2 項及び同条第 3 項の規定は、平成 30 年度に第 1 年次に入学した者から適用し、平成 29 年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。
- 7 平成 30 年 3 月 31 日に第 2 項に規定する学科、経済学部経済学科、経済学部経営学科及び経済学部経営法学科に在学する者並びに平成 29 年度以前入学者と同一の年次に当該学科に転入学、編入学及び再入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第 75 条第 2 項別表第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学部医学科の入学生定員及び収容定員は、改正後の第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第 2 年次 編入学定員	第 3 年次 編入学定員	収容定員
令和 2 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
令和 3 年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
令和 4 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 4 5
令和 5 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 3 5
令和 6 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 2 5
令和 7 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 1 5
令和 8 年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 0 5

- 3 令和 2 年 3 月 31 日に人間発達科学部人間環境システム学科に在学する者並びに平成31年度以

前入学者と同一の年次に当該学科に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第80条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日に人文学部人文学科に在学する者並びに令和2年度以前入学者と同一の年次に当該学科に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の第80条第2項別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 人間発達科学部は、改正後の第5条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該学部 に在学する者が、当該学部 に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第5条第1項の規定は、令和4年度以後に第1年次に入学した者から適用し、平成3年度以前の入学者並びに当該入学者と同一の年次に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。
- 4 人文学部人文学科、教育学部共同教育課程、経済学部経済学科昼間主コース、経済学部経営学科昼間主コース、経済学部経営法学科昼間主コース、理学部数学科、理学部生物学科、理学部自然環境科学科、薬学部創薬科学科、工学部工学科、都市デザイン学部都市・交通デザイン学科及び都市デザイン学部材料デザイン工学科の収容定員は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
人文学部	人文学科	7 1 2	7 3 0	7 4 8
教育学部	共同教員養成課程	8 5	1 7 0	2 5 5
経済学部	経済学科昼間主コース	5 0 3	5 1 8	5 3 3
	経営学科昼間主コース	4 1 6	4 2 4	4 3 2
	経営法学科昼間主コース	3 5 1	3 5 9	3 6 5
理学部	数学科	1 9 5	1 9 0	1 8 5
	生物学科	1 4 5	1 4 8	1 5 1
	自然環境科学科	1 2 7	1 3 2	1 3 7
薬学部	創薬科学科	1 8 5	1 7 0	1 5 5
工学部	工学科	1, 5 0 9	1, 5 2 4	1, 5 3 9

都市デザイン学部	都市・交通デザイン学科	1 7 6	1 9 0	2 0 4
	材料デザイン工学科	2 4 9	2 5 4	2 5 9

- 5 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、令和4年度から令和9年度までは、次のとおりとする。

年 度	学部・学科	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
令和4年度	医学部・医学科	1 0 5	5	—	6 5 5
令和5年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 4 5
令和6年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 3 5
令和7年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 2 5
令和8年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 1 5
令和9年度	医学部・医学科	9 5	5	—	6 0 5

- 6 薬学部薬学科の収容定員は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、令和4年度から令和8年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
薬学部	薬学科	3 4 5	3 6 0	3 7 5	3 9 0	4 0 5

- 7 令和4年3月31日に人間発達科学部発達教育学科，人間発達科学部人間環境システム学科及び理学部生物圏環境科学に在学する者並びに令和3年度以前入学者と同一の年次に当該学科に転入学する者が所要資格を取得できる教員の免許状の種類は，改正後の第80条第2項別表第2の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第 1

学 部	学科・課程	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	188		7	766
	計	188		7	766
教育学部	共同教員養成課程	85			340
	計	85			340
経済学部	経済学科				
	昼間主コース	135		4	548
	夜間主コース	10			40
	経営学科				
	昼間主コース	108		4	440
	夜間主コース	10			40
	経営法学科				
	昼間主コース	92		2	372
	夜間主コース	10			40
	計	365		10	1,480
理学部	数学科	45			180
	物理学科	40		1	162
	化学科	35		1	142
	生物学科	38		1	154
	自然環境科学科	35		1	142
	計	193		4	780
医学部	医学科	95	5		595
	看護学科	80		10	340
	計	175	5	10	935
薬学部	薬学科	70			420
	創薬科学科	35			140
	計	105			560
工学部	工学科	380		17	1,554
	計	380		17	1,554
芸術文化学部	芸術文化学科	110			440
	計	110			440
都市デザイン学部	地球システム科学科	40			160
	都市・交通デザイン学科	54		1	218
	材料デザイン工学科	65		2	264
	計	159		3	642
合計		1,760	5	51	7,497

備考 経済学部の「昼間主コース」とは、主として昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表第2

学部名	学科等名	免許状の種類	免許教科又は特別支援教育領域
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語 社会 英語 ドイツ語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 英語 ドイツ語
教育学部	共同教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 保健体育 家庭 英語
		特別支援学校教諭一種免許状	聴覚障害者，

			知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	化学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	生物学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	自然環境科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
芸術文化学部	芸術文化学科	中学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	美術
都市デザイン学部	地球システム科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	都市・交通デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	材料デザイン工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

学則の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

富山大学医学部医学科の平成 21 年度以降の入学定員については、「緊急医師確保対策」や「地域の医師確保の観点からの増」に基づき、毎年計 10 名の臨時定員増を実施してきたが、現在の臨時増員している入学定員が令和 3 年に期限を迎えるため、「地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加について」（令和 3 年 8 月 16 日付け 3 文科高第 501 号・医政発 8016 第 9 号）を受けて、令和 4 年度の本学医学部医学科の入学定員を 10 名増加するため。

これに合わせて、収容定員についても令和 4 年度の臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 595 名から 605 名に変更する。

2. 変更点の概要

- 1) 令和 4 年度に限り、入学定員 105 名とし、収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。（附則）

年度	収容定員
令和 4 年度	655 名
令和 5 年度	645 名
令和 6 年度	635 名
令和 7 年度	625 名
令和 8 年度	615 名
令和 9 年度	605 名

国立大学法人富山大学学則変更（案）

学則（新）		学則（旧）			
(収容定員) 第6条 学部等の収容定員は、別表第1のとおりとする。 (略)		(収容定員) 第6条 学部等の収容定員は、別表第1のとおりとする。 (略)			
附 則 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。		附 則 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。 2 医学部医学科の入学定員及び収容定員は、改正後の第6条別表第1の規定にかかわらず、令和2年度から令和8年度までは、次のとおりとする。			
年度	学部・学 科	入学定 員	第2年 次編入 学定員	第3年 次編入 学定員	収容定 員
令和2年度	医学部・ 医学科	105	5	—	655
令和3年度	医学部・ 医学科	105	5	—	655
令和4年度	医学部・ 医学科	95	5	—	645
令和5年度	医学部・ 医学科	95	5	—	635
令和6年度	医学部・ 医学科	95	5	—	625

令和8年度	医学部・ 医学科	95	5	—	615
令和9年度	医学部・ 医学科	95	5	—	605

(略)

別表第1

学部	学科	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医学部	医学科	95	5		595
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第1

学部	学科	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医学部	医学科	95	5		595
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)